

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

当行は、「中小企業専門金融機関」として、外部機関とも連携を行いながら、ビジネスマッチング、M&A、事業承継等、幅広いソリューションを提供し、地域のお客さまが抱える様々な経営課題の解決に取り組みます。

#### b. IT 実装支援

お客さまの業務効率化や生産性向上などの経営課題に対して、専門チームを設置し、DX 支援・ICT コンサルティング業務に取り組むとともに、営業店行員に対する研修等を通じて IT 活用高度化に向けたスキルアップを図っていくなかで、お客さまのデジタル化への支援を積極的に行ってまいります。

#### c. 専門人材マッチング

地域企業の経営課題の解決に必要な専門人材の確保や人材不足、人材に関する悩みを支援するため、外部の人材紹介事業者と提携し、人材紹介サービスの提供を行っております。

#### d. グリーン化の取組

当行では、2021 年 7 月に「福岡中央銀行環境方針」を制定し、グリーン化の取組みとして、環境保全や環境問題に取り組むお客様を支援する金融商品やサービスの開発・提供を行っており、環境に配慮した活動を通じて持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益

を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

当行は、「中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する。」ことを経営理念に掲げ、当行全役職員が一丸となったコンサルティング活動を行い、地域になくてはならない銀行を目指してまいります。

2023年8月31日

株式会社福岡中央銀行

取締役頭取 荒木 英二

#### （備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。